大津市週休2日取組促進型工事実施要領 (営繕工事版)

令和6年8月

大津市

はじめに

■目的

大津市週休2日取組促進型工事実施要領(営繕工事版)(以下「本実施要領」という。)は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組みとして、建設業全体で週休2日の取組が進む企業を拡大するため、建設工事における週休2日の取組において労務費の補正等を行うために必要な事項を定め、建設現場の週休2日を促進することを目的とする。

■背景

建設業は、良質な社会資本の整備を通じて国民生活に貢献するという重要な 役割を担っているが、一方で他産業と比較して労働時間が長く、休日数が少な いことが課題となっている。

労働者の健康確保やワーク・ライフ・バランスの改善、また将来の担い手を 確保するためにも、休日数を増やし、より働き易い職場環境づくりを行ってい くことが必要である。

■適用範囲

本実施要領は、大津市建設部建築課が発注する全ての営繕工事(災害復旧工事、単価契約工事及び維持作業等を除く)とする。また、小額工事及び現地作業が1週間に満たない工事は対象外とする。

■適用基準

本実施要領は、「(営繕工事版) 週休2日取組促進型工事実施要領」(滋賀県 土木交通部建築課)を準用する。

運用規定

次の表の左欄に掲げる「(営繕工事版) 週休2日取組促進型工事実施要領」(滋賀県土木交通部建築課) 中同表の中欄に掲げる内容は、それぞれ同表の右欄に掲げる内容に読替えまたは追加等して運用する。

左欄	中欄	右欄
3. 対象工事	<u>建築課</u> が発注する全ての営繕工事に 適用する。	建設部建築課が発注する全ての営繕 工事に適用する。
5. 積算方法等 (3)積算および変更方式 (ア)発注者指定方式	現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、 <u>滋賀県建設工事請負契約約款</u> 第24条の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。	現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、大津市契約規則第22条第2項第3号において定められた工事請負契約書(様式第5号)第24条の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。
5. 積算方法等 (3)積算および変更方式 (イ)受注者希望方式	現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は、補正係数を(1)(4)に変更し、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、滋賀県建設工事請負契約約款第24条の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。	現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は、補正係数を(1)(イ)に変更し、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、大津市契約規則第22条第2項第3号において定められた工事請負契約書(様式第5号)第24条の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。
6.対象工事である旨等の明 示 (1)発注者指定方式	費用の計上等の運用にあたっては、 「(営繕工事版) 週休2日取組促進型 工事実施要領」により行う。	費用の計上等の運用にあたっては、 「大津市週休2日取組促進型工事実 施要領(営繕工事版)」により行う。
6. 対象工事である旨等の明 示 (2)受注者希望方式	費用の計上等の運用にあたっては、 「(営繕工事版) 週休2日取組促進型 工事実施要領」により行う。	費用の計上等の運用にあたっては、 「大津市週休2日取組促進型工事実 施要領(営繕工事版)」により行う。
9. 付則	付則	付則 1.この要領は、令和6年8月1日以 降に設計完了した工事から適用する。